

入札監理小委員会  
第549回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第549回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年7月3日（水）16：44～17：23

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議  
○登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（法務省）
3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（法務省）

民事局 総務課 齊藤民事監査官  
民事局 総務課 三井補佐官（企画担当）  
民事局 総務課 日野企画第三係長  
民事局 総務課 佐藤係長（企画第三担当）

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから、第549回入札監理小委員会を開催します。

本日は、実施要項の審議として、法務省の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の審議を行います。

それでは、実施要項について、法務省民事局総務課、齊藤民事監査官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○齊藤民事監査官 法務省民事局民事監査官の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、私から、実施要項（案）につきまして概略を申し上げ、引き続き、詳細について担当者からご説明をさせていただきます。

登記簿等の公開に関する事務の包括的民間委託につきましては、平成20年度から開始し、順次対象登記所を拡大して入札を実施してまいりました。平成24年度から、原則として各法務局、地方法務局を1つの入札単位として入札を実施し、今年度は平成24年度と、前回の平成27年度に続き、各法務局、地方法務局を1つの入札単位で実施する3回目の入札となります。

今回ご審議いただく実施要項（案）は、本年5月に開催されましたこの委員会での事業評価におけるご指摘や、意見公募の結果等を踏まえまして作成しております。

主な変更点の概略についてご説明します。まず、事業の評価を踏まえた対応としましては、本年5月の委員会において、アンケート調査の実施方法について、より適切な調査方法に変更することを検討したほうがよいとのご指摘をいただきましたので、アンケート調査の証明書交付等の待ち時間の項目について、別途実施するタイムスタンプによる実測と重複する調査となることから、これを削除し、一方、アンケートの実施回数を年1回から年2回実施するように変更しております。

次に、多様な民間事業者の参入を促進する観点から、実務経験者の要件及び実務経験者を配置する要件を緩和しております。また、民間事業者の創意と工夫をより反映させ、公共サービスの質の向上を図る観点から、必須項目の配点と加点項目の配点が1対1となるように、加点項目の配点を増加させる変更をしています。

主な変更点の概略は以上となりますが、今回の実施要項（案）の詳細につきまして、担当者から説明させていただきます。

○三井補佐官 それでは、引き続きまして、法務省民事局総務課補佐官の三井と申します。私のほうから、実施要項（案）の詳細につきまして、現行の実施要項との主な変更点を中

心に説明いたします。説明は、資料1-1と書かれた1枚物の議論のポイントと、あと、お手元に実施要項（案）があろうかと思しますので、そちらの2点を使って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1の1、事業の概要につきましては、先ほど民事監査官の齊藤から申し上げたことと重複いたしますので割愛させていただきます、2の事業の評価を踏まえた対応についてから説明をいたします。この点については、本年5月に実施されました本委員会での事業の評価を踏まえ、利用者の満足度に係る部分を変更したいと考えております。

実施要項（案）の2ページの（4）確保されるべき公共サービスの質の、アの利用者の満足度の箇所をご覧ください。

変更点は2点ございます。1点目は、現在のアンケート調査においては、証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間を調査項目として設けておりますが、これを調査項目から削除するというものです。この点については、事業の評価の審議の際に、交付に要した実際の処理時間は要求水準を満たしているが、証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間に係る利用者アンケート調査においては、要求水準を満たしていない登記所が2庁あったことを受けまして、このような評価が難しい状況とならないよう、より適切な調査方法に変更することを検討したほうがよいのご指摘がありました。交付に要した処理時間につきましては、アンケート調査による調査と、タイムスタンプによる実質的な処理時間の計測と2つの方法で調査を行っておりますが、処理時間につきましては、タイムスタンプにより客観的に計測することが適当であろうと考えますので、アンケートによる調査は項目から削除することとしたいと考えております。

2点目としては、この見直しによりまして、要求水準に係るアンケート調査の項目が総合的な満足度のみとなることから、アンケート調査の回数について、これまで年1回としておりますが、これを半期に1回に、1年度で見ますと2回ということになりますが、変更することとしたいと考えております。これによりまして、通年してより正確に公共サービスの質が確保されているかどうかを確認することができると考えております。

事業の評価を踏まえた対応につきましては、以上となります。

次に、資料1-1の3の議論のポイントについてです。今般の実施要項（案）におきましては、多様な民間事業者の参入の促進及び公共サービスの質の向上のそれぞれ2つの観

点から見直しを行いたいと考えております。

まず、多様な民間事業者の参入の促進に関する見直しについてです。この点に関する見直しは2点考えております。1点目は、実務経験者の要件についてです。実施要項（案）の6ページ、真ん中辺りの（イ）委託業務に係る知識及び能力についてという項目の箇所をご覧ください。公共サービス改革法第33条の2第2項第1号におきましては、乙号事務を適正かつ確実に実施するための知識及び能力を有していることが、この乙号事務の受託事業者の要件の1つとされております。そのため、現行の実施要項では、登記所ごとに司法書士や土地家屋調査士などの実務経験者、または実務経験者と同等と認められる者を必要人数配置することとしております。また、入札単位ごとに実務経験者、又は実務経験同等者として直近10年の間に通算5年以上の経験を有する者を配置して、大規模な入札単位におきましては、最低1名実務経験者を配置することとしております。これらの要件は、乙号事務を適正かつ確実に実施するために必要なものとして設けているものですが、一方で実務経験者の要員の確保が難しい実情にあるという点も承知しているところです。

そのため、見直し点といたしましては、入札単位ごとに配置することとしております実務経験者同等者として直近10年の間に通算5年以上の経験を有する者を新たに実務経験者に加えたいと考えております。実施要項（案）で言いますと、6ページのaの実務経験者というところの④に今の趣旨の規定を追加しております。この見直しによりまして、実務経験者の要員の確保が容易となり、ひいては民間事業者の参入の促進が図られるものと考えております。

2点目の見直しとしましては、直近まで1年以上継続して本委託業務に従事した経験を有する者を配置することができる登記所の拡大についてです。同じく実施要項（案）の6ページの（イ）委託業務に係る知識及び能力についての2パラ目のただし書きの箇所をご覧ください。現行の実施要項では、年間の乙号事件数が6万件未満の小規模な登記所につきましては、実務経験者等に代えて、直近まで1年以上継続して本委託業務に従事した経験を有する者を配置することができるとしております。これを年間の乙号事件数が10万件未満の登記所にも拡大することにしたと考えております。この小規模登記所に対する実務経験者等の配置を緩和するという規定は、平成27年の実施要項で初めて設けたもので、現行の契約から導入されているものとなりますが、この者が配置されている6万件未満の登記所につきましても、乙号事務は特段問題なく安定的に実施されているという現状を踏まえまして、6万件未満の登記所と同様の小規模な登記所である10万件未満の登記

所にこれを拡大したとしても、乙号事務の適正かつ確実な実施には支障を生じないだろうと判断したものでございます。

以上2点が多様な民間事業者の参入の促進に関する見直しとなります。現行の実施要項に定めている実務経験者等の要件、それから、必要人数の配置基準というものは、乙号事務の適正かつ確実な実施のために必須のものであると考えておりますが、一方で、乙号事務に従事する人材をいかに確保することができるかという点は、特に新規に乙号事務に参入しようとする民間事業者にとっては大きな課題ともなり得てしまうものかと思えます。今回の見直しによりまして、公共サービスの質の確保と、多様な民間事業者の参入の促進という2つの両立を図ることができるのではないかと考えております。

次に、公共サービスの質の向上についてです。この点については、加点項目の配点などの見直しを行いたいと考えております。実施要項（案）の8ページをご覧ください。中段のところに、イとして加点項目審査という箇所がありますので、そちらをご覧ください。

この点に関する見直しは2点考えております。まず1点目は、加点の引き上げについてです。現在、加点項目の合計を150点としているものから300点に引き上げることとして、必須項目と加点項目の点数の割合を1対1にしたいと考えております。具体的には、加点の配点として、(ア)高い水準での事務処理を実現する提案というものを50点として、(イ)高い要求水準を設定する提案を100点として、(ウ)印紙売りさばき事業との連携の提案を135点としまして、この後説明をいたしますが、4つ目の加点項目といたしまして、(エ)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項というものを新たに設けまして、この項目を15点の配点としたいと考えております。特に(ウ)印紙売りさばき事業との連携の提案につきましては、他の加点項目よりも高い配点としておりますが、その理由については、印紙売りさばき事業を実施するためには、あらかじめ必要な数量の印紙を購入するための運転資金の準備が必要となるほか、乙号事務とは別に印紙売りさばき事業に係る収支のバランスを維持させる必要があることなどから、乙号事務のみを行う場合と比べまして、相当程度難易度が高いものであると考えているためです。

一方で、印紙売りさばき事業というものは、乙号事務と併せて行われなかった場合には、例えばあらかじめ登記所の窓口で証明書を取りに来たお客様が事前に収入印紙を持っていなかった場合は、近くの郵便局などで印紙を買ってきてもらって、また登記所の窓口に戻ってきていただかないといけないということになるなど、登記所の利用者の利便性が著しく低下することとなります。そのため、お客様の利便性を低下させないためにも

重要な加点項目であると考えております。

公共サービスの質の向上に関する見直しは以上となりますが、加点の幅を150点から300点に引き上げるということで、より良質な公共サービスを提供することができる民間事業者に乙号事務を実施させることができると考えておりまして、これは公共サービス改革法の趣旨などにも適うものと考えております。

最後に、資料1-1の4のパブリックコメントの対応についてです。実施要項（案）に関するパブリックコメントにつきましては、本年6月5日から同月14日までの間に実施いたしまして、8者から67の意見をいただきました。これらのご意見の中から形式的な字句等の修正を反映した点を除きまして、実質的に反映することとしたいものとしまして、先ほど加点のところでも少し申し上げましたが、厚生労働省の次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得について、乙号事務従事者の就労環境を保全する意味で、入札参加要件、又は加点項目として追加すべきといったご意見をいただいております。

実施要項（案）につきましては、9ページの上段をご覧ください。（エ）として、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項というものを追記しております。ここで新たに追加しようとする項目の内容としましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、これは通称えるぼし認定と言われているものです。それから、次世代育成支援対策推進法に基づく認定、これは通称くるみん認定と言われているもの、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定、これは通称ユースエール認定と言われているものになりますが、これらの認定に関して、相当する各認定に準じまして、最大15点の加点をしたいというものとなります。

この点については、法務省におきましても、平成29年度から総合評価落札方式による調達の際には、女性の活躍促進等に向けた公共調達の取り組みを行うこととしていることから、パブリックコメントでのご意見も踏まえまして、新たな加点項目として追加することにしたいと考えております。

実施要項（案）の主な見直し点については以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について、ご意見、ご質問のある委員におかれましては、ご発言をお願いいたします。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。

実施要項（案）の6ページ目でございます。下から6行目ぐらい、bの実務経験者同等者の点でございます。こちらに類似業務等の経験も勘案すると書いてございますけれども、例えば法務省としてこういう業態のものを想定していらっしゃるのかという具体例はあったりするのでしょうか。

○三井補佐官 具体的な業務としてこれというものは、申し上げられないのですが、我々の乙号事務はいわゆる窓口業務ですので、例えば市役所での戸籍や住民票の交付も民間に委託しているものがあるかと思っておりますので、そういった窓口業務を実施した者というのは広く類似業務に入れていいのかなと考えております。

○辻専門委員 まさに今おっしゃったような内容をここに明記することは可能でしょうか。

○三井補佐官 ここは類似ということで少し幅を持たせたほうが、広く同等者等の要件として読みやすいところがあるので、あえて類似という表現でくくっているところがあるので、ご理解をいただけるとありがたいと思います。

○辻専門委員 なるほど。分かりました。結構です。

○浅羽副主査 よろしいですか。

○尾花主査 はい。

○浅羽副主査 ご説明いただきありがとうございます。

私からは1点質問があります。加点項目のところなのですが、150点のものを合計して300点とするということでしたが、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する項目は除きまして、ほかの135点に関しまして、追加された分に関してなんですが、従来の提案で150点満点がつく提案と全く同じものを出してきた場合には、今回、やはり従来どおりの150点の点数がつくのか、それとも従来の満点の提案であれば、ちょっとえるぼし等のところを除きますけれども、基本的に300点に近いような点数を与えるという趣旨での加点なのか、すなわちレベルを上げてほしいという提案なのか、あくまで価格とのバランスにおいて提案の方に重きを置くというものなのか、どちらなのかなと思っております。

○三井補佐官 結論から申し上げますと後者の方です。価格とのバランスにおいて、150点という加点の幅はどうしても除算方式で決めておりますので、価格の要素が出やすい方式だというご指摘もあろうかと思っておりますので、その加点の要素を、ちょっと言い方が適当かどうか分かりませんが、小さくしてより加点の幅を大きくすることで質の部分

多く捉えたいという趣旨が狙いですので、どちらかというとなら後者の方の狙いにはなりません。ただ、もちろん我々として、質の高い提案をよりしていただけることは非常にありがたいことですので、前者の方ももちろん狙いとしていないわけではございませんけれども、どちらかというとなら、価格の要素よりはインパクトを小さくして、質の部分の提案の要素を落札者決定に当たっての考慮要素としてより大きく見たいという思いがあります。

○浅羽副主査 よろしいですか。

その場合なのですけれども、現在、質の点で何か問題があるからそういうふうにしていくとか、あるいはこうしてほしいという意図があるからということなのではないでしょうか。それとも、特に問題はないけれども、より質を重視してほしい、あるいは価格にあまり重きを置くべきではないとお考えなのか、そここのところはいかがでしょう。つまり意図が知りたいという狙いですので。

○三井補佐官 もちろん業務自体は適正に実施できているとは我々も認識しておりますので、質の部分で何か今現実的に問題が起きているから、こういう加点を大きくしたいということではなくて、ちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、公サ法の趣旨自体は質の維持向上というのと経費の削減と2つあることは十分承知しているのですが、どうしても今、乙号業務というのは基本的に人件費というか、現場で働いていただいている方にお支払いする給料が非常に大きな要素を占めるのが特徴かなと思いますので、そういった意味でいうと、価格の要素というのは、もちろん削減の効果というのは必要ではあると思いますけれども、総合評価という中で、どっちを重く見るかというのはなかなか難しいのですが、今の仕組み自体がやや価格の要素が多く出るような仕組みかなともちょっと思っておりますので、その部分を少し小さくして、質の部分の要素を上げることでバランスをとりたいという狙いです。

○浅羽副主査 どうもありがとうございます。

○尾花主査 どうぞ。

○川澤専門委員 実施要項（案）の6ページの実務経験者同等者で、今回加えていただいたところなのですが、パブリックコメントを拝見していると、確かにいろんな事業者の方から、この要件の緩和についての意見というのがあります。一方で、法務省は、実務経験者同等者の認定は各法務局において、総合的に判断して決定して運用しているとの見解かと思っております。

特にこれまでの実務経験者同等者は経験の有無だけだったので、この経験をどう判断す

るかというのだと思うのですけれども、今度は実務経験者同等者の通算5年以上となると、どの業務を通算5年にカウントするかですとか、よりその判断が複雑になる可能性があると思うのです。ただ、判断の基準を限定列挙するのは難しいとは思いますが、あまりその判断にばらつきがあるのもよくないと思っていまして、例えば本省のほうで各局の判断にあまりにもばらつきがないかとかいったところを事後的にチェックするような仕組み、もしくはそういった取り組みというのはあるのでしょうか。

○三井補佐官 ご質問の答えとして適当かどうかわからないのですが、ここの実務経験者同等者として通算5年以上の経験というものの5年という部分の経験をどう見るかというところは、これはまさに登記所で実務経験者同等者として勤務した経験を5年間として見ているので、ここの5年間自体はあくまで同等者として5年働いたという人です。そのそもその同等者の認定自体が、先ほどの類似業務とか、いろんなそういう経験を総合的に捉えて同等者として認定された人が、同等者として登記所の窓口で5年通算勤務した人をここの実務経験者に格上げしようというところなので、5年のところは同等者の経験のみです。

○川澤専門委員 なるほど。すいません。私は同等者として通算5年というふうに読んでいたので、多分登記所において通算5年以上とか、少し加筆していただいたほうが分かりやすいかなと思いました。実務経験者同等者として、登記所において直近10年の間に通算5年以上の経験を有すると。ただ、そうすると、③とどう違ってくるのですか。

○三井補佐官 ③は、端的に言うと法務局のOBのことを指しておりますので、法務局職員だった者という、要はOBを想定したのが③でして、④で今回追加したのは、実務経験者同等者という認定をまず受けて、乙号事務の同等者として5年間登記所で働いた人を実務経験者にしたいというのが④になります。なので、そもその同等者の認定が、法務局によって、判断が分かれるというのは、運用としてはそういうご指摘はあり得るのかなとは思いますが。ただ、同等者として5年という部分は変わらないとは思いますが。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。じゃ、その④のところだけ、すいません。少なくとも私は読み違えてしまっていたので、ご検討いただければ。ありがとうございます。

○尾花主査 他にいいですか。

○生島専門委員 いいですか。

○尾花主査 どうぞ。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございます。アンケートは年2回行われるということなのですけれども、こちらでアンケートの令和3年9月までは85%以上で、令和3年10月以降は90%以上の利用者からこれこれ等の評価ということなのですけれども、これはもし達成できなかった場合には、何かペナルティーはあるのでしょうか。

○三井補佐官 一般的にアンケートで要求水準を満たさなかった場合には当然何らかの原因があるはずですので、受託事業者に対しては、改善指示といって、実施要項上文書で改善を指示して、こういう結果だったので、きちんと業者において原因を分析して対応策を出しなさいという指示を出すということは規定上設けています。そういった意味では対応を求めて、その対応の結果をこちらに報告させるという仕組みはあるのですけれども、ちょっと契約金額に直接影響するような仕組みは、今は作ってはいないです。ただ、それをきちんと改善させるようなことは、改善指示という文書で発する形での規定は、この中にも既に設けてあります。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 すいません。多くの入札者のために実施要項を変更していただいたと思うのですが、それとの観点で、8ページの加点項目の点数なのですけれども、これは各委員の点数を平均すると書いているのですが、各委員というのは、例えば(イ)の100点の場合、どういう指標でゼロとか10とか20とか30とか100までつけることを想定されているのでしょうか。おそらくこの点は、当委員会の議事録を見て、入札しようという方がどうやって点数を稼ごうかと考える参考になると思うので、ご説明をいただくのがいいのではないかなと思います。それから、この(ア)の高い水準というのと、(イ)の高い要求水準というのを読みますと、高い要求水準がどこの部分を指しているのかというのが少し読みづらいのですが、何か御省で明確な狙いがあれば、そこを記載していただくのがいいかなと感じました。

さらに、先ほど生島専門委員が指摘されておりましたが、提案に違反したときに、おっしゃるように、指標として改善指示を出す基準としての提案と、減額措置としての提案と、もしかしたら違反した途端に契約解除になってしまう提案と3種類あるような気がするのですが、その辺りの整理とか、御省の狙いみたいなものがあつたら教えていただきたいのですが。

○三井補佐官 全部で3つご質問いただいたという理解でよろしかったでしょうか。

1点目の、実施要項（案）で言いますと、8ページの（イ）高い要求水準を設定する提案、今回100点で入れさせていただいています。これをどう評価するのかという指標というものは、実際提案書の審査をするのは民間の有識者の方をお願いして、5人の合議制という形をとらせてもらっておりますので、もちろん同じものを見ても、人によってこの人はいいと言うけれども、この人はちょっとというものもあるのかと思いますが、ここで言っている高い要求水準を設定する提案というのは、一般的に言うところの要求水準をというものは、ちょっと2つ目のご質問にもつながるところではありますが、先ほどのアンケート調査の85%とか90%が要求水準の1つですし、待ち時間を30分未満で処理するというのも要求水準に設定しておりますので、これは我々のほうで最低限満たすべき基準として85%、90%、それから30分未満というのを設定しておりますので、それを超える水準で提案してきた場合は、それが適切な高い要求水準の提案だと評価されれば100点の幅の中で点数がつくことになります。例えば待ち時間30分というのを我々は1つのメルクマールにしておりますけれども、民間事業者の提案としては、全件20分未満で、実現可能性のある方法も含めた提案であるとすれば、それは高い評価になり得ることになります。これらはあくまで例えばですけれども、そういった提案がされれば100点の幅の中で高い点数がつくという仕組みを想定しております。

2つ目のご質問は、高い要求水準とは何かというご趣旨のご質問かなと思いますけれども、そこは今申し上げたのと重複するところではありますが、アンケート調査の85%とか90%とか、待ち時間の30分未満というところを要求水準として設定しておりますので、ちょっと読みにくいというご指摘は、あるかもしれませんが、一応2ページのところでアンケート調査の結果と待ち時間のところを要求水準として置いているところですので、この部分は従前の実施要項からも同様の規定として置かせていただいている部分なので、特に入札に参加した民間事業者等の中から、要求水準が何を指しているのか分かりにくいというご指摘というか、ご意見は頂戴していないというところもありますので、原案を維持させていただけると大変ありがたいと思います。

3つ目のご質問の趣旨をもう一度確認させてください。

○尾花主査 要求水準ごとにサンクションというか、制裁の効果が違うという理解でいいでしょうか。もしかしたら要求水準違反が契約違反になって解除みたいな話になるのか、そうではなくて、指示の原因事由になるだけで、指示違反があったら次に解除になるというお話なのか、さらに、そうではなくて、ただ単に減額になるだけなのか。減額になった

としても、それは解除につながらないのかどうかとか、ずっと減額し続けられるような方たちというのは、おそらくあまり減額が続くと、減額しただけではだめで、指示を出して、指示違反で解除になるのかのような全体の流れを考えておられるのかという部分を教えてください。

○三井補佐官 分かりました。一般的にこれをやったら絶対契約解除というものは、これは会計法上、あるいは実施要項の中でも、契約の解除事由を規定しています。それから公サ法の中にも契約解除の事由というのがありますので、それに該当するような事由が仮に発生すれば、もうそれは一発でアウトということは事象としてはあり得ると思います。ただ、通常の想定の中ではなかなかそういうことは普通起こらないだろうと思いますので、例えば待ち時間を30分未満で処理できなかったという要求水準をクリアしなければ、それは罰としては減額というふうにつながっていきますし、満たせなかったことに応じてサクション自体は違ってくるのかなと思います。

ただ、1回だけじゃなくて何回も複数繰り返すようであれば、減額だけではなくて別の措置を考えるということも当然出てくると思いますので、1つの事象に対してこれという決まったものもある中で、複数回悪意的に繰り返される場合には、改善指示をしてきちんと文書で求めるけれども、それでも対応しない場合には契約解除とか、一部停止とかいう段階を踏んでいくこともやっぱりあるのかなと思います。

すいません。ちょっとお答えになっているか分かりませんが。

○尾花主査 分かりました。

しつこいようなのですが、他の省庁では、100点とかを与えたときに、例えばこの場合は要求事項の最低ラインだとゼロ点で、すばらしいとか、よりよいとか、普通とか、一応委員の方の指標を示す場合があるのですけれども、それはあまりやらなくてもうまく機能しているというご認識でしょうか。

○三井補佐官 実際提案書の審査の段階は各法務局ごとに入札を行いますので、ちょっと我々の手を離れる部分はあるのですが、先ほど申し上げたように、外部の有識者の方に評価をしていただきますので、当然同じものを見てあまりに評価が分かれるのは本来望ましいことではないのかなと思いますので、提案書の審査に当たっては、外部の有識者の方に対して留意事項であったり審査要領みたいなものは、別途入札手続の中では本省のほうから各法務局に対して示すということはこれまでも行っておりますので、今回の入札においても同様にやりたいと思っております。その判断にあまり幅が出ないようにというところ

では気をつけたいと思っています。

○尾花主査 すいません。その判断の基準を実施要項で入札される方にお示しするというのはあまりしたくないということですか。

○三井補佐官 そうですね。そこはあくまでも外部有識者の判断をこの中で決めているので、こういう提案だったら何点みたいなの、一般的に、確かに総合評価の方式のときには、私も幾つか見たことがありますけれども、こういう提案は何点、こういう提案は何点というふうに、総合評価基準表を設けているケースも承知はしているのですが、我々のものはあくまで提案書を外部の有識者の方に評価いただくというのを評価方法として決めているので、ちょっとこれはそれ以上書き下すことは考えていません。

○尾花主査 分かりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。

それでは、時間となりましたので、実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にありません。

○尾花主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任にいただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお祈いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（法務省退室）

— 了 —